

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

沖縄県立南風原高等学校
沖縄県立南風原高等支援学校
校長 西原 誠
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の学校における対応等について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症法上の5類感染症に移行することを踏まえ、学校においても感染症対策の見直しが行われます。

つきましては、下記のとおり、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合の出席停止期間
「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」
 - (1) 発症日を0日として5日間は登校を控えてください。
 - (2) 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、呼吸器症状が軽快し24時間程度が経過するまでは登校を控えてください。
 - (3) 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
2. 医療機関からの陰性証明や検査結果を証明する書類等の提出は必要ありません。
3. 濃厚接触者の特定は行われなことから、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、出席停止にはなりません。
4. 発熱や喉の痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養をしてください。
5. 感染が不安で休ませたい場合の生徒の出欠の取扱いについて
同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、また、本人の基礎疾患等により重症化するリスクが高く、主治医の見解より、登校すべきでないと判断した場合については、出席停止の取扱いをすることも可能です。

〈本件のお問い合わせ先〉
沖縄県立南風原高等学校
沖縄県立南風原高等支援学校
教頭 宮國和也、山里 剛

電話：098-889-4618
FAX：098-889-3667